

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

我が国では、B型及びC型ウイルス性肝炎の患者・感染者が合わせて300万人以上存在すると推計されており、それに対する国の法的責任は、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」においても確認されるところである。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、対象から外れている患者は相当数に上っている。特に、肝硬変・肝がん患者については、就労が困難な方も多く、高額な医療費負担により、生活にも支障を来している状況にある。

また、肝硬変を中心とする肝疾患は、身体障害者福祉法上の障害認定の対象とはされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、現行の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がある。

平成23年に制定された「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」の国会審議において、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたにもかかわらず、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置は講じられていない状況にある。

肝硬変・肝がん患者への、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国におかれては、次の事項について、速やかに実現されるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月4日